

北斗通信

(令和5年10月号)

1. 埼玉・東京・千葉 私立の令和6年度入試変更点から	1
資料① 埼玉・東京・千葉の私立高校の主な変更点	6
2. 埼玉県 中学校長会の QandA から	2
資料② 令和6年度入試中学校長会 QandA	8
3. 東京都 公私連絡協議会の合意事項について	3
資料③ 東京都 公私連絡協議会合意事項	11
4. 東京都 令和5年度「都内教育人口の推計」から	3
資料④ 東京都「令和5年度教育人口の推計」	12
5. 東京都 都立高校 入学者選抜検討委員会報告から	4
資料⑤ 都立高校男女合同選抜へ	13
資料⑥ 東京都 令和6年度入学者選抜検討委員会報	14

会員限定情報「北斗通信」

令和5年10月12日

岩佐教育研究所

TEL048-688-4698

FAX048-675-0219

E-mail shohokuto@gol.com

無断転載を禁じます。

1. 埼玉・東京・千葉の私立高校の令和6年度入試変更点

資料① 埼玉・東京・千葉の私立高校 令和6年度入試の変更点

私学の変化に今年も注意

県内・都内私学の入試変更点を9月末でまとめた。

私立高校の令和6年度入試変更点では、前年に引き続き、学科・コースの改編を行う高校が多い。

コースの新設や再編、あるいは、募集開始などは、学力レベルの変化の可能性も高く、高校選択に影響する。

また、前年春に、高等学校の学習指導要領が施行され、令和2年の小学校、3年の中学校に続いての施行となった。現高校2年生は、改革5期生にとり、今年の中学3年生は、中学・高校で新学習指導要領で6年間学ぶ1期生ということになる。令和8年度からの新たな大学入試改革の当事者でもある。

このため、新たな大学入試の改革を視野に、教育改革を発表する学校が増加していると考えられる。グローバル教育やアクティブラーニング、ICT教育に加えて、英語の4技能重視や探求型授業の模索、思考力・表現力の育成システムの

導入などだ。

受験生は、希望する学校の説明会へ参加し、入試制度や基準・目安だけでなく、授業時間や教育の特色などを聞き取ることが益々重要となる。

埼玉県内私学の変更点では西武学園文理のコース変更が目につく。外国人校長の登用に開始されるグローバル化が顕著だ。

都内私学の6年度入試変更点では、前年の東京女子学園(港区)が芝国際と校名変更、共学化。日本音楽(品川区)が品川学藝に校名変更し、普通科を設置、共学化。また、自由ヶ丘学園の共学化に続き、6年度から、鎌田女子(大田区)が羽田国際に校名変更、共学化、SC淑徳(文京区)が小石川淑徳学園に校名変更する他、コースの新設や改編が相次ぐ。

千葉県内私立高校では、3年度入試から、公立高校が、前期後期制をやめ、1回募集に変化した。私学では、前期選抜《1月17日開始》と後

期選抜(2月5日開始)の入試期間を設けているが、公立に合わせて、前期中心の募集に変化し

て後期は形骸化している。

2. 埼玉県 令和6年入試への中学校長会の QandA から 資料② 埼玉県 中学校長会の QandA

埼玉県中学校長会(会長 浅沼俊英 狭山市立西中学校長)と県中学校長会進路指導部(部長 鈴木香織 朝霞市立朝霞第五中学校長)は、10月2日までに県内中学校の令和5年度入試に対する注意点について、中学校長会の「QandA」として決定した。

内容は、前年のものと同じとなっている。

進路指導の方針では、

- ① 公的テストと入試結果などの集計を学校や地域を超えたものとしてよい。
- ② 公的テストの得点や偏差値を進路指導に積極的に使用する。
- ③ 業者テスト、公的テストなどを活用して進路指導する。

等となっている。但し、偏差値を使用した相談は行わないとされる。

今年度のQandAの主な内容は、

- ① 生徒の進路実現のために、積極的に説明会等に教員を派遣されたい。旅費は予算措置されている。
- ② 高等学校との一人ひとりの進路相談を行ってよい。ただし、12月15日以降で確約を求めるものではない。
- ③ 公的テストの集計の範囲
- ④ 公的テストの偏差値の利用について。
- ⑤ 調査書の書式(各評価並びに諸活動の記

録の通知書)の本人・保護者への提示は、前年度と同様に2学期の出席が確定した12月の最終授業日から2月1日の間とすること。

- ⑥ 口頭等での評価の開示は、評価が確定し次第行うことは差し支えないこと。

私立高校から12月15日以前に志願希望者の人数や氏名の公表を求められたら、あくまで現段階として知らせても良い。

等となっていた。

また、入試相談については、実施を妨げる内容はないものの、Q1に「説明会に職員を派遣し必要に応じて適切な情報を把握」、Q3「積極的に高等学校に出向く～、進路打ち合わせは12月15日以降」などとされていることに注目したい。また、このための私学からの訪問については言及していない。

8月に実施された県内私学の中学校向けの各校の入試説明会では、県内7地区のそれぞれの会場校で活況を呈していたようだ。

QandAの末尾には、平成5年2月22日就け文部省事務次官通知『偏差値使用した入試選抜の禁止』が添えられていたが、県にしても、中学校長会にしても30年前の文言の検証すらしていない。

県内の多くの私学で、偏差値による相談基準が中学校側へ提示されています。令和5年度では、全県で、公的テストの個人成績表に偏差値を提示していました。公的テストで、進路指導の復権に向かう中学校の思いが進んできています。

令和3年度からの中学校の学習指導要録の観点別評価の観点の変化によって、調査書の評価の仕方が変わりました。新たな評価は、これまでと同じなのか、辛いのか、甘いのかという検証はまだできていません。

3. 東京都 公私連絡協議会の合意事項から

資料③ 東京都 公私連絡協議会合意事項

東京都教育庁と東京都私立中学高等学校協会は、9月11日、都立高校と私立高校の生徒収容に関する令和6年度入試へ向けての高等学校就学計画について合意した。

第五次計画とは、令和2年度から令和6年度までの期間の都内生の公私分担の比率を確定するもので、

(1) 就学計画を立てる上での進学率は94.0%を基本とする。なお、実績進学率の向上に向けて、必要に応じ協議を行う。

(2) 公私分担は、現行分担率都立59.6:私立40.4を基点分担割合としつつ、令和2年度から令和年度6年度までの各年度就学計画では、一層の公私協調により、実績進学率の向上を図るよう、公私分担も必要に応じ協議する。

	都立高校	私立高校
令和5年度就学計画	41,000人	27,800人

とされているもの。

尚、2年度以降の中期計画では、これまでの進学率96%に対する計画から95%としていたが、より実態に近くなっているのが特徴となる。公私の分担率は、計画の中で取り決めた95%を、令和4年度から、生徒の進路選択の変化に対応し94%に変更し、さらに6年度では、通信制等の志願者の増加に合わせて93%とし改められた。

6年度では、在籍の増加(4年度より約340人増加し78,025人)に伴い、私立分担数は、28,000人から27,800人へ200人減少した。尚、都立受け入れ分は41,600人から41,000人と600人減としている。

4. 東京都 令和5年度教育人口推計(速報)から

資料④ 東京都 令和5年度教育人口推計

東京都教育庁は、9月28日に「都内公立中学校・公立小学校の生徒数(速報・推計値)」を発表した。例年、教育関係の諸政策立案のために作成されているもの。

公立小学校1年生の生徒数については、4年度では、前年度実数102,363人に比べ、543人減の101,820人となった。5年度では、2,774人の減少となり、6年度では、2,900人余りの減少予定となる。今後5年間で、およそ15,000人余

りの入学生の減少が見込まれ、令和10年には、約81,700人となる事が推計されている。

中学校3年生の在籍については、4年度は、79,276人で前年より約1,200人増加、5年度では、約400人増加した。6年度では、250人減少する見込みだが、5年度は209人、6年度は458人減少する。10年度までは、増減が繰り返されることになる。その後増加に転じると見られる。ただし、全国的には、少子化が続いており、生徒数増加は、東京だけの現象のようだ。

都内公立小学校の在籍増につきましては、都内住宅事情の好転からの人口の純増となっていると見られます。あくまで過去の実態からのシミュレーションによるものですが、オリンピックや各地の拠点開発などによるものと思われます。

東京都の、ライフライン・産業などの東京集中によってもたらされたものと言えます。一極集中の動態は、地域の過疎化など決して良い結果には繋がらないように思えてなりません。

5. 東京都 令和6年度都立高校 入学者選抜検討委員会報告から

資料⑤ 男女別選抜から男女合同選抜へ

資料⑥ 東京都 都立高校 令和6年度入学者選抜検討委員会報告

男女合同選抜へ

東京都は、9月11日令和6年度都立入試から、令和4年度から実施されてきた男女別選抜の緩和から、男女合同選抜に移行することを発表した。

男女の合格点に違いがあり、不公平であることを受けてのことで、5年度入試でも9校が合格点に差があり、最大で51点差となっていたことが発表されている。

男女合同選抜によりこの格差は解消されるが、例えば、差がないとされた日比谷高校で男子133人、女子122人の募集定員の差も解消されることになる。

入試選抜検討委員会報告

また、9月22日に令和5年度都立高校入学者選抜検討委員会の報告を発表した。

同検討委員会の報告は、令和2年度から、7月であったものが9月の報告となっている。さらに、この報告の下に選抜要綱が定められるはずが発表時期が同日となっていた。

6年度入試に向けての大きな変更点は、男女別の定員制が男女合同選抜になること。但し、スポーツ推薦では、一部男女別が継続される。

推薦での集団討論の再開。

追々検査は実施しない。

インターネットによる出願を海外帰国生にも適用する。

等となっていた。

合同選抜の実施によって、前年対比では、女子80人程度の合格者の増加、男子の80人程度の合格者の減少となるとなりますが、全校の男女別定員の廃止による影響は見えてきません。

ジェンダー平等の観点では、男女合同選抜や男女別定員の廃止は、評価できますが、クラスバランスや部活の性差などについては、各校の今後の取り組みを注目していきたいと思います。

ただし、発表されていませんが、調査書の男女の格差は、厳然として存在します。国語や英語、音楽、美術は女子の強い科目、数学、社会、理科は男子の強い科目ということです。

性差や発育過程の違いを認め、反映していくことが本来のジェンダー平等の観点だと思うのですが…

6. 東京都 令和5年度都立高校 入学者選抜要綱発表

東京都は9月22日、令和5年度の都立高校入学者選抜要綱・同細目を発表した。

変更点としては、入学者選抜検討会議の報告の通り

などとなっている。

また入試の日程については次の通り

- ① 全校でインターネットによる出願を行う。
- ② 男女別定員の緩和を全校で20%の範囲で実施する。
- ③ 英語スピーキングテストの採用。

入学願書受付期間検査実施日合格発表日推薦に基づく選抜

		入学願書受付期間	検査実施日	合格発表日
推薦に基づく選抜		1月12日(金曜日) ～18日(木曜日)	1月26日(金曜日)・ 27日(土曜日)	2月2日(金曜日)
学力検査に基づく選抜	第一次募集及び 分割前期募集	1月31日(水曜日) ～2月6日(火曜日)	2月21日(水曜日)	3月1日(金曜日)
	分割後期募集及び 全日制第二次募集 (インフルエンザ等 追検査)	3月6日(水曜日)	3月9日(土曜日)	3月14日(木曜日)
	定時制第二次募集	3月21日(木曜日)	3月26日(火曜日)	3月27日(水曜日)
海外帰国生徒対象 4月入学生徒の選抜		1月31日(水曜日) ～2月7日(水曜日)	2月15日(木曜日)	2月19日(月曜日)

閑話休題

コロナ禍が5類に移行したとはいえ、第9派の到来とインフルエンザが水面下で猛威を振るっており、6年度入試に向かい先生方は予断を許されない状況が続いています。

令和6年度からの各高等学校の変更点が明らかになってきました。特に、東京の中高一貫校での変化が大きくなっているように思われます。

今後、急速に少子化に転じていくこと。現高校2年生、中学3年生が新学習指導要領の施行学年であることから、大学入試の改革も第2期、第3期と、次々と変革期に突入すること。さらには、ソサエティ5.0の社会やAIの進歩した社会の到来。SDGsの浸透。18歳成人の影響など教育そのもののや、取り巻く環境の変化が少しずつ見えてきているからかも知れません。

2015年にイギリス・オックスフォード大学と野村総研の共同研究のレポートが発表されました。今後10年から20年の間に、人工知能やロボットの発達により、現在の仕事の49%が人間が不要になるというものです。バスやタクシーの運転手、各種事務員、配達員など300余りの職種が挙げられていました。すでに、そこから8年経過し、コロナ禍でややスピードは鈍っているように感じますが、キャッシュレス決済やチャットGPTなど私たちの身の回りが変化してきています。

中学3年生が大学を卒業して社会に出るまで7年、どんな社会生活が待ち構えているか想像できなくなってきました。そんな中で不易を見出し、しっかりとしたスキルを身にまといてもらいたいものです。

教育改革の根底は、少子化とこれらによる変化がある筈です。

令和6年度入試も大詰め、私立の推薦入試まであと100日と迫ってきました。先生方、生徒さんたちのご健勝をお祈りいたします。

埼玉・東京・千葉の私立高校の変更点 9月20日現在

埼玉県

■学科・コースを変更

- 浦和学院(さいたま市)→国際類型に国際バカロレアコース新設。国際類型は。グローバルコースとバカロレアコースに再編。特進類型3コース、進学類型5コースと併せ10コース制に。
- 西武学園文理(狭山市)→グローバル選抜、グローバル、スペシャルアビリティの3コース制から、グローバル選抜、グローバル特進、グローバル、グローバル総合、スペシャルアビリティの5コースに再編。
- 栄北(北足立郡)→特別選抜、特類、Ⅱ類、Ⅰ類の4コース制から、特類選抜、特類S、特類Aの3コースに再編。
- 大妻嵐山(比企郡)→大妻グローバルコースを大妻進学コースに、スーパーアドバンスコースを総合進学コースに、スーパーアドバンスSSコースを特別進学コースに再編。

東京都

■校名変更・共学化等

- 羽田国際(大田区)→旧校名 鎌田女子、共学化、グローバルキャリア・アドバンスドキャリア・幼児教育の3コースから特別進学、総合進学、幼児教育の3コースに再編。幼児教育は女子のみ。
- 小石川淑徳学園(文京区)→旧校名 淑徳SC、特別選抜コースにデジタル教養クラス新設。選抜コースと併せ2コース3クラス制に再編。
- 広尾学園小石川(文京区)→募集停止
- 明大付八王子(八王子)→旧校名 明大付中野八王子

■学科・コースの変更

- 神田女学園(千代田区)→総合教養・高度教養・国際教養の3コースからキャリアデザイン・アドバンスト・グローバルの3コースに改編。
- 芝国際(港区)→難関選抜・特別進学・国際生COREコースを募集停止。国際生ADBANCEコースを国際コースに改編。最難関選抜と国際の2コース制に再編。
- 朋優学院(品川区)→国公立コースを国公立AGコースに、特進コースを特進SGコースに再編。国公立TGコースと併せ3コース制。
- 目黒日本大学(目黒区)→スポーツコース・芸能コースを募集停止。進学コースは、選抜とN進学の2クラス制に。
- 日本学園(世田谷区)→スポーツコースを募集停止。特別進学と進学の2コース制に改編。
- 日本体育大附二階堂(世田谷区)→ヒューマンケアコースを募集停止。キャリアデザイン・特別進学・ダンス・スポーツの4コース制に改編。
- 城西大附城西(豊島区)→普通クラスをAC(アカデミック・クリエイティブ)クラスに改編。CS(カルチャー・スポーツ)の2クラス制。
- 郁文館(文京区)→東大クラスはIPクラス(東大専科)に改編。e特進クラスは募集停止、国立選抜・特進・進学・IPの4クラス制に。
- 郁文館グローバル(文京区)→Global Science Trackコース募集停止。Honorsクラスを新設。Liberal Artsクラスと併せ2コース制に改編。
- 関東国際(渋谷区)→外国語科にフランス語コース新設。外国語科は10コース制に。

- 新渡戸文化(中野区)→音楽コース募集停止。探求進学・フードデザイン・美術の3コース制に再編
- 安田学園(墨田区)→進学コース募集停止。S特、特進の2コース制に再編。
- 北豊島(荒川区)→特進コースをI・P(インスパイアリングプログラム)コースへ、総合コースをV・P(バリエابلプログラム)コースへ、国際英語コースをG・P(グローバルプログラム)コースへ改編。
- 共栄学園(葛飾区)→特進・進学の2コース制から、未来探究・国際共生・理数創造・探求特進・探求進学の5コースへ再編。
- 駒沢学園女子(稲城市)→英語クラスを新設。特進、進学コースと併せ3コース制に再編。
- 聖徳学園(武蔵野市)→データサイエンスコースを新設。文理進学、難関国公立の2コースと併せ、3コース制に再編。
- 昭和第一学園(立川市)→デザインコースを新設。特別選抜、選抜進学、総合進学の各コースと併せ4コース制に改編。
- 東海大菅生(あきる野市)→特進コースを特進PBLコース(仮称 Project Based Learning)に改編。進学コースと併せ2コース制に。

千葉県

■学科・コースの変更

- 国府台女子学院(市川市)→英語科募集停止。

令和5年10月 2日

埼玉県中学校長会 会員 様

埼玉県中学校長会 会長 浅沼 俊英
同進路指導部 部長 鈴木 香織

令和6年度高等学校等の生徒募集にかかわる関係事務について

このことについて、昨年度までに確認した事項、今年度これまでに本部役員会、常任理事・理事会等で合意に至った事項を「Q&A」形式にして、下記のとおりお知らせいたします。

なお、この内容は埼玉県中学校長会の指針ですが、最終判断、最終責任は各校長にあることに留意して、各学校で適正な進路指導がなされますようお願いいたします。

記

I 入試相談・打合せ等について

Q 1：高等学校等の開催する学校説明会に教員を派遣してよいか。

A 1：望ましい進路指導が行われるよう説明会等に教員を積極的に派遣し、適切な情報を把握するよう配慮してください。なお、入試業務に関する旅費は県（市）で予算措置がされており、学校配当旅費の中に含まれています。

Q 2：中学校は、高等学校等と生徒一人一人の進路相談を行ってよいか。

A 2：生徒の進路実現のために、積極的に高等学校に出向くなど、進路情報の収集を行ってください。その際、生徒の希望や能力、適性を探るマッチングに関する情報交換は県が進めている「自分を活かす」進路選択を支援するために重要なことです。

進路相談は、原則として12月15日の「進路打合せ」開始日以降に行い、その「進路打合せ」の中で、全体的な合否ライン等について話し合ってもよいが、個々の生徒の入学の内定などを求めるものではないことなどに留意することが必要です。

Q 3：私立高等学校から、12月15日以前に志願希望者の人数や氏名の報告を求められた場合に、どのように対応したらよいか。

A 3：12月15日以前でも、あくまでもその時点での状況として、志願希望者の人数や氏名を知らせてもかまいません。

Q 4：私立高等学校から、出願前に各入試の基準を満たしている者の人数を求められた場合に知らせてもよいか。

A 4：知らせてもかまいません。

Q 5：都内のある私立高等学校は、入試相談に教員が出席しない場合には、その学校の生徒が不利になると公言しています。このような場合には、どのように対応したらよいか。

A 5：都内の私立高等学校の一部では、上記のような例があると聞いています。「入試相談」に職員を派遣できないことで生徒が不利になることは容認できないことであり、管理職間で連絡を取り、埼玉県の実態に御理解いただける場合がほとんどですが、無理な場合は至急、県中学校長会に連絡をお願いします。

Q 6：ある県公立高等学校の部活動顧問から、中学校の顧問宛に体験入部の通知が送られてきた。どのように対応したらよいか。

A 6：県公立高等学校からの体験入部の通知は、高等学校長から中学校長宛の文書として発出するようお願いしてあります。通知を受けた中学校顧問は、まず中学校長に報告をし、報告を受けた校長は該当高等学校長に連絡し、適切な対応をお願いしてください。

また、県公立高等学校において中学校3年生を対象とする体験入部の実施は、夏季休業までとなっていますが、学校説明会における部活動見学は、その限りではありません。

なお、私立高等学校においてはこの範囲ではないので個別の対応が必要です。

Q 7：ある専門学校の説明会に教員を派遣したところ、説明資料の封筒に「御車代」として現金が入っていたとの報告を受けた。どのように対処したらよいか。

A 7：出張として派遣しており、いかなる現金（金券）も受け取れません。

II 入試事務・調査書等について

Q 8：高等学校から、調査書以外に通知表、通知書、公的テストの結果等の提出を求められた場合に、どのように対応したらよいか。

A 8：通知表、通知書、公的テストの結果等を中学校が入試の資料として高等学校に提供することはできません。通知表・通知書は学校が保護者や生徒に対して通知するものであり、他へ提供することは個人情報流出の疑いもあります。

Q 9：保護者から、「志望する私立高等学校から通知表・通知書の提出を求められたので提出してもよいか」と問い合わせがあった場合に、どのように対応したらよいか。

A 9：通知表・通知書は、学校から保護者や生徒に対して通知するものであり、高等学校に提出する性格のものではありません。しかし、提出の可否については、最終的には保護者の判断になります。

Q10：実施要項には「中学校長は、『成績及び諸活動等の記録通知書』を作成し令和6年2月1日（木）までに、志願者の保護者に通知すること」とありますが、いつごろがよいか。また、どのように通知したらよいか。

A10：出欠の記録を含む正式な「成績及び諸活動等の記録通知書」については、12月末の最終授業日から2月1日（木）までに通知することが考えられます。

ただし、進路選択に資するという観点から、確定した評定などをこれ以前に保護者等に知らせることは差し支えありません。

Q11：私立高等学校等へ、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を提出してよいか。

A11：私立高等学校等では県公立高等学校の調査書と同じものを入試の資料としている場合も多く、求められたら志願者のいる私立高等学校等に送付して問題ありません。

Q12：12月15日に「調査書」の評定の記録を求める高等学校も多いが、どのように対応したらよいか。

A12：関東の多くの私立高等学校では12月15日が進路打合せの開始日となっており、受験希望者の資格確認のため評定等の記録を求められることもあります。

各中学校においては、生徒の不利益とならないよう、余裕を持って評定等の決定を行い、12月15日に間に合うよう必要に応じて生徒・保護者へ伝えてください。

生徒・保護者への伝え方については、各学校の判断によると思いますが、参考例を別紙に示します。ただし、これはあくまでも生徒や保護者の求めに応じて生徒や保護者に伝えるものです。

Ⅲ 進路指導全般について

Q13：公的テストの偏差値を活用して、生徒・保護者との進路指導を行ってよいか。

A13：公的テストの偏差値を進路指導の一資料とすることは問題ありません。ただし、偏差値は「自分を活かす」高等学校選択をするために、生徒が自分の学力を把握するための資料であり、偏差値によって高等学校を選択するなど輪切りの進路指導にならないように留意する必要があります。

Q14：生徒が個人的に受けた業者テストの結果を、中学校での進路相談などに活用してもよいか。

A14：生徒の進路・学校選択について中学校で相談したり、支援したりする際には、多くの客観的な資料を用いることが必要であり、業者テストや校外での様々な資格試験等の結果を活用することは問題ありません。

ただし、業者テスト等はすべての生徒が受けているわけではないことを踏まえ、活用にあたっては、保護者の了解等を得るなどの配慮が必要です。なお、業者テストの結果を高等学校等に提供することは、平成5年の文部事務次官通知に抵触するためできません。

Q15：公的テストの結果を高等学校から求められた場合、提供してよいか。

A15：公的テストの結果を高等学校に提供することは、平成5年の文部事務次官通知に抵触するので認められません。

Q16：県公立高等学校入学者選抜における学力検査得点を中学校が活用するにあたって、どのような方策が考えられるか。

A16：地区の中学校長会等が、個人情報の取扱いに留意しながら、学力検査得点の情報等を持ち寄って、集約・分析し、翌年度以降の各校の進路指導に活用することなどが考えられます。

Q17：進路指導に関する中高の連携はこれまでも進めてきているが、今後、どのように推進していったらよいか。

A17：すでに連携を進めている学校も多いが、まだ高等学校との連携に消極的な中学校もあります。中学校が県立高等学校等へ足を運んだ際には、十分に対応するとの県教委（県立学校部）からの回答もあり、普段、接点が少ない専門学科の状況を普通科以上に理解したり、将来の職業観を見すえた「キャリア教育」の視点で高等学校と連携するなど、早い段階から進学指導にとどまらない進路指導を推進してください。

Q12 の 参考例

※生徒・保護者から学校長へ

調査書等の評定の事前通知希望願

高校等の出願のため、下記の資料が必要となりますので、対応をお願いします。
 なお、通知された情報については当該高校との入試相談以外には使用しません。

3 年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

印

記

1 対象学校名

2 必要な資料

※学校長から生徒・保護者 様へ

調査書等の評定について（通知）

対象生徒 3 年 組 番 男・女 生徒氏名

		3 科	5 科	9 科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	技家	保体	外国語
通知表 3 年 2 学期													
調 査 書	1 年												
	2 年												
	3 年												
その他													

調査書等の評定については上記の通りです。

令和 年 月 日

〇〇立〇〇中学校 校長 〇〇〇〇

令和6年度高等学校就学計画

区 分		年 度	令和6年度	令和5年度	増△減
都 内 公 立 中 学 校	卒業予定者	A	78,025人	77,687人	338人
	計画進学率	B	93.0%	94.0%	▲1.0%
	進学者	C (A×B)	72,600人	73,100人	▲500人
国立・他県高校 ・高等専門学校 への進学者		D	3,800人	3,800人	0人
都内公私立高校 受入分 (C-D)		E	68,800人	69,300人	▲500人
内 訳	都内私立高校 受入分 (40.4%)	F	27,800人	28,000人	▲200人
	都立高校受入分 (59.6%)	G	41,000人	41,300人	▲300人

※ 平成27年度以降、A欄に、都内公立中高一貫教育校在籍生徒を含めない。

資料④

第2表 出生数・公立小学校1年生児童数・公立中学校3年生生徒数の推移

(単位：人)

出生 年 度	出生数	公立小学校1年生		公立中学校3年生		出生 年 度	出生数	公立小学校1年生		公立中学校3年生	
		入学年度	児童数	進学年度	生徒数			入学年度	児童数	進学年度	生徒数
昭和31年度	126,810	38	119,418	46	104,462	平成元年度	106,528	8	87,467	16	73,526
32	134,912	39	124,417	47	108,021	2	103,233	9	86,455	17	72,435
33	148,503	40	133,926	48	115,347	3	102,885	10	87,019	18	73,122
34	155,919	41	136,735	49	116,969	4	100,313	11	86,295	19	72,731
35	165,113	42	140,678	50	119,244	5	99,101	12	87,930	20	73,873
36	176,094	43	145,898	51	123,476	6	101,354	13	92,164	21	77,729
37	184,154	44	150,817	52	127,229	7	96,184	14	88,626	22	74,831
38	194,452	45	156,087	53	131,217	8	98,044	15	91,670	23	76,808
39	211,286	46	167,277	54	141,106	9	97,848	16	91,770	24	77,417
40	213,607	47	168,268	55	142,171	10	99,115	17	93,531	25	79,140
41	197,954	48	154,204	56	130,260	11	99,062	18	93,681	26	79,011
42	226,519	49	175,637	57	150,953	12	99,212	19	94,285	27	79,749
43	231,709	50	177,834	58	153,626	13	98,516	20	93,639	28	79,731
44	228,551	51	175,555	59	151,901	14	99,878	21	93,179	29	78,840
45	229,296	52	177,278	60	154,109	15	98,497	22	93,097	30	78,159
46	232,478	53	180,175	61	157,282	16	98,234	23	91,361	令和元年度	76,989
47	230,499	54	178,874	62	156,819	17	96,808	24	89,262	2	74,642
48	221,360	55	173,078	63	151,526	18	101,586	25	93,705	3	78,071
49	204,746	56	160,473	平成元年度	140,141	19	104,394	26	95,988	4	79,276
50	182,934	57	144,601	2	125,128	20	105,719	27	96,887	5	79,679
51	168,609	58	134,762	3	115,277	21	106,738	28	98,106	6	79,429
52	164,248	59	132,868	4	112,497	22	107,234	29	98,587	7	79,107
53	154,552	60	126,551	5	105,057	23	106,114	30	98,097	8	78,408
54	147,444	61	122,773	6	100,083	24	107,549	令和元年度	99,333	9	78,940
55	138,132	62	115,644	7	92,400	25	109,271	2	100,887	10	79,801
56	135,540	63	112,942	8	90,535	26	112,412	3	102,363		
57	133,846	平成元年度	111,155	9	89,209	27	113,505	4	101,820		
58	132,349	2	109,400	10	88,444	28	110,701	5	99,046		
59	129,109	3	106,224	11	85,870	29	108,293	6	96,073		
60	126,178	4	101,565	12	82,744	30	105,591	7	92,806		
61	120,786	5	96,991	13	79,491	令和元年度	102,091	8	88,441		
62	116,956	6	94,592	14	78,263	2	96,549	9	82,609		
63	113,823	7	92,876	15	77,361	3	95,425	10	81,738		

太枠内の値は推計値、それ以外は実数。ただし、令和3年度出生数は速報値である。(表の見方については第2図の説明を参照)

令和5年(2023)9月11日 東京都教育庁

令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における男女別定員の緩和措置の実施状況等及び令和6年度入学者選抜からの男女合同選抜への移行について

東京都教育委員会は、令和3年9月に、男女別定員を定めている都立高校（全日制普通科（単位制及びコースを除く。））の男女合同定員による入学者選抜への移行について、中学校の進路指導に与える影響が大きいこと等を考慮し、段階的・計画的に進めていくことを公表しました。

令和4年度入学者選抜では、男女別定員を定めている都立高校（109校）全校において、男女それぞれの定員の10%を男女合同とする男女別定員の緩和措置を実施し、令和5年度入学者選抜では、男女別定員を定めている都立高校（108校）全校において、20%を男女合同とする男女別定員の緩和措置を実施しました。

これらの緩和措置の実施結果を踏まえ、令和6年度入学者選抜から、男女合同選抜へ移行します。

1 男女別定員から男女合同選抜への移行

実施時期	移行措置
令和4年度入選	男女別定員を定めている都立高校（109校）全校において、男女それぞれの定員の10%を男女合同とする男女別定員の緩和措置を実施
令和5年度入選	男女別定員を定めている都立高校（108校）全校において、20%を男女合同とする男女別定員の緩和措置を実施
令和6年度入選	男女合同選抜（推薦に基づく選抜も含む。）

2 緩和措置の実施状況

（令和4年度入学者選抜：109校 令和5年度入学者選抜：108校）

区分	男女合同選抜の場合と同じ結果になった学校	男女合同選抜の場合、女子合格者が増加する学校	男女合同選抜の場合、男子合格者が増加する学校
令和4年度入選 10%緩和	81校（74%）	23校（21%）	5校（5%）
令和5年度入選 20%緩和	99校（92%）	9校（8%）	0校（0%）

※ 令和5年度入選（20%緩和）において、男女合同選抜の場合に女子合格者が増加する学校のうち、女子合格者数の差が最も大きい学校は23人差、男女の合格最低点の差が最も大きい学校は51点差になっている

令和 6 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書

東京都教育委員会は、本年 5 月に「令和 6 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会」を設置し、令和 5 年度入学者選抜の検証を行う中で、これまでの入学者選抜方法の成果と課題を明らかにするとともに、令和 6 年度入学者選抜以降の改善策等について検討してきました。

なお、報告書の概要及び東京都教育委員会の今後の取組は、以下のとおりです。

1. 報告書の概要**(1) 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行を踏まえた主な対応**

令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5 類に移行したことを踏まえ、令和 6 年度入学者選抜は以下のとおり実施していく。
ただし、各検査において換気等の基本的な感染症対策は継続する方向で進める。

<推薦に基づく選抜における主な対応>

コロナ禍において、感染拡大を防止する観点から中止していた集団討論は、必要と判断した学校で実施することができるようにしていく。

文化・スポーツ等特別推薦では、受検者同士の接触を伴う検査を可能とする方向で進める。

文化・スポーツ等特別推薦では、コロナ禍において学校生活を送った受検者の実情に鑑み、出願の基準に大会の実績や、資格・検定試験等の成績に関わる内容を含めず、「実績等を証明する書類等の写し」の提出も求めない対応を継続する方向で進める。

<学力検査に基づく選抜における主な対応>

検査間の休憩時間については、トイレ等の利用人数を制限していたことから、これまで 30 分とされていたが、令和 2 年度以前の選抜と同様に 20 分間に戻す方向で進める。

検査教室の定員は、これまで 30 人としていたが、令和 2 年度以前の選抜と同様に 40 人に戻す方向で進める。

<特例による検査及び追々検査における主な対応>

文化・スポーツ等特別推薦、海外帰国生徒対象の選抜、引揚生徒対象の選抜、在京外国人生徒対象の選抜において、新型コロナウイルス感染症を含むインフルエンザ等学校感染症に罹患した者、学校保健安全法第 19 条により、中学校長が出席停止の措置を行った者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者への対応として令和 4 年度及び令和 5 年度に実施した「特例による検査」は、令和 6 年度入学者選抜においては実施しない方向で進める。

追検査又は分割後期募集において、新型コロナウイルス感染症を含むインフルエンザ等学校感染症に罹患した者、学校保健安全法第 19 条により、中学校長が出席停止の措置を行った者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者への対応として令和 3 年度入学者選抜から実施してきた「追々検査」は、令和 6 年度入学者選抜においては実施しない方向で進める。

第一次募集の検査日当日に新型コロナウイルス感染症を含むインフルエンザ等学校感染症に罹患した者、学校保健安全法第 19 条により、中学校長が出席停止の措置を行った者を対象とした「追検査」については、継続して実施する。

(2) 合否判定業務の改善に向けた取組

合否判定業務の改善に向けた取組として、管理職や入学者選抜関係教職員に対する研修については、引き続き実施する方向で進める。

管理職や入学者選抜関係教職員に対する研修は、時期や内容を精査するなど、より効果的な改善策として実施する方向で進める。

(3) 多様な生徒の進学希望に対応した応募資格等の見直し

<都内在住者で都外の中学校等に在学している者の応募資格>

都内在住者で都外の中学校等に在学している志願者について、保護者の一方とのみ同居する場合又は保護者の両方と同居しない場合は、受検者の在学する中学校長がその事情を勘案し、やむを得ないと判断した場合は応募資格があることを確認するとともに、その事情について具申書を作成の上、志願する都立高等学校長に提出することで応募資格を認める方向で整理する。

<海外帰国生徒対象の9月入学生徒の選抜における応募資格>

海外帰国生徒対象の9月入学生徒の選抜に応募できる者は、現行の制度では、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者としているが、必ずしも帰国の時期と、入学者選抜の時期を合わせることができないという個々の事情があることを鑑み、外国における学校教育の10年の課程を修了した者にも応募資格を認める方向で整理する。

<外国において日本の高等学校普通科に相当する課程を修了した者の応募資格>

外国における教育課程は、日本の教育課程と比較して共通点や相違点を判断することが難しいことから、外国における日本の高等学校普通科に相当する学校を卒業している場合でも、成績や履修に関する書類などを可能な限り吟味し、日本における普通科との共通点や相違点を精査した上で応募資格の有無を判断するとともに、個別のケースに対して丁寧に対応する方向で整理する。

<不登校経験のある生徒に対する選抜方法の在り方等の検討>

不登校の経験のある生徒の状況として、調査書を選抜に用いることが志願者の心理的負担になるケース等があること等を踏まえ、不登校経験のある生徒に対する現行の都立高入試の検証を行うとともに、選抜方法の在り方等については本委員会に特別部会を設置し、関係者等から意見を求めるとともに、令和7年度以降の入学者選抜に向けて引き続き検討する。

<日本語指導が必要な日本国籍の生徒に対する検査方法等の検討>

日本国籍であっても日本語指導が必要な生徒は一定数在籍していることから、こうした生徒に対する現行の都立高入試の検証を行うとともに、応募資格や検査方法等については本委員会に特別部会を設置し、関係者等から意見を求めるとともに、令和7年度以降の入学者選抜に向けて引き続き検討する。

(4) その他の制度

<中学校英語スピーキングテスト>

志願者及び中学校が円滑に事務手続きをできるように、都立高校提出用のスコアレポートの原本を高校へ送付することなどを実施要綱・同細目等に明記する方向で進める。

スコアレポートの氏名と入学願書等の氏名が異なる場合への対応について、令和5年度入学者選抜では任意様式で同一人物であることを証明する書類を提出していたが、より効率的に証明ができる方法を検討し、事務手続を簡略化する方向で進める。

<インターネットを活用した出願>

令和5年度入学者選抜から全校で導入したインターネットを活用した出願については、中学校側での承認作業、高校側での入学願書の取り扱い等利便性に関わる課題を早期に改善し、周知する。

インターネットを活用した出願については、海外帰国生徒対象の選抜への制度の拡充を行う方向で進める。在京外国人生徒対象の選抜では、多様な言語で書かれた書類に基づいて、志願者の応募資格を判断する必要があることから、従来どおりの出願方法を継続する。

入学願書の他に、自己PRカード等の作成において電子での作成を許可したことについては、利便性向上に有効であったことから継続する。将来的には、入学者選抜に必要な書類について、可能な限り電子データでの提出も可能とする方向で進める。

＜文化・スポーツ等特別推薦＞

文化・スポーツ等特別推薦は各高校の特色化のために効果的であり、目的意識の高い志願者を選抜できる制度であることから、継続して実施する。ただし、けが等により部活動の継続を断念した生徒のケアや、当該制度を実施する部活動の継続的な指導体制の構築についての課題などに対しては、東京都教育委員会の関係部署と連携を図り、校長を中心に学校全体の問題として取り組んでいくよう周知する。

＜分割募集＞

分割募集は、受検機会の複数化に寄与していることから、制度として継続する。ただし、分割募集校における募集人員は分割前期募集が大半を占める現状に鑑み、例えば検査内容や調査書点の扱いを見直す、第一志望でない生徒が入学した場合の指導体制を整える、分割募集の制度の良さをどのように周知するかを整理するなど、抜本的な改善の可能性について、今後も検討する必要がある。

2 東京都教育委員会の今後の取組

上記の報告を踏まえ、令和6年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目で詳細を定める。

令和6年度入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類に移行したことに伴い、これまでの感染症対策を見直し、適切な入学者選抜の制度設計を引き続き進めていく。

また、男女別定員制から男女合同選抜への移行やインターネット出願等前年度と変更がある場合は、改善の趣旨や変更点について、中学校、高等学校及び関係機関に対する周知を徹底するとともに、中学生や保護者に対しても十分な周知を行っていく。